

「デイサービスセンター真愛の家」

重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所事業所サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 営業日及びサービス提供時間	2
4. 職員の配置状況と職種	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 非常災害対策	5
7. 高齢者虐待の防止のための措置	5
8. 感染症対応について	5
9. 業務継続計画の策定に関する事項	6
10. 緊急時および事故時について	6
11. サービス提供を中止する場合	6
12. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 真愛の家
 (2) 法人所在地 京都府舞鶴市字上安小字中の脇 1697 番 36
 (3) 電話番号 0773-75-1333
 (4) 代表者氏名 理事長 富田 公教

2. 事業所の概要

- (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所の種類	指定介護予防通所介護事業所 (平成 18 年 4 月 1 日指定 2672700040)
名称	デイサービスセンター真愛の家
定員	27 名
所在地	京都府舞鶴市字上安小字中ノ脇 1697 番 36
電話番号	0773-78-2773
建物の構造	鉄筋コンクリート造 1 階建て
延べ床面積	398 m ²
サービスを提供する地域	舞鶴市内

- (2) 事業所の目的

当事業所は、ご利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を、営む事が出来るように支援する事を目的として、ご利用者に通所介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の運営方針

事業の提供開始に際し、ご利用者の心身の特性を踏まえ、日常生活維持につながる介護予防通所サービス計画を作り、計画に基づいたサービスを提供します。サービスの提供にあたっては、ご利用者、又はそのご家族に対し、常に必要な説明を行うとともに、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者、又はそのご家族に適切な助言を行い、相談に応じます。地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

- (4) 地域との交流

事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。

3. 営業日及びサービス提供時間

営業日	毎週月曜日から土曜日までとする（年末年始 12/31～1/3 を除く）※但し、臨時の休業日を設けることがあります。
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分
サービス提供時間	午前 9 時～午後 4 時 ※但し、時間延長が必要な場合は相談に応じます。

4. 職員の配置状況と職種

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、次項の職種の職員を配置し、指定基準を遵守しています。

職員の配置

職 種	配 置 職 員
管理者	1名（生活相談員と兼務）
生活相談員	2名（管理者と常勤介護職員1名が兼務）
看護職員	2名以上
介護職員	9名以上（1名が生活相談員と兼務）
機能訓練指導員	2名（看護職員が専従）
その他	3名 以上

職種

職 種	職 務 内 容
管理者	事業所の職員及び、業務を統括するとともに、ご利用者個々に応じた介護予防通所介護サービス計画書を作成し、自らも事業の提供を行います。
生活相談員	ご利用者の相談援助に応じるとともに、自らも事業の提供を行います。
看護職員	ご利用者の健康管理、及び介護を行います。
介護職員	ご利用者の介護を行います。
機能訓練指導員	必要に応じて、ご利用者の機能訓練を行います。
その他	管理者及び、必要な場合は看護師等と連携を図り、その指示・指導のもと快適且つ安全なサービス(送迎、介助補助)提供を行います。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金当事業所が提供するサービス

利用料金が舞鶴市介護予防・日常生活支援総合事業から給付される、介護予防通所介護相当サービスの対象となる法定代理受領サービスと、利用料金の全額がご利用者負担となる介護保険の対象とならないサービスがあります。

(1) 舞鶴市介護予防・日常生活支援総合事業の対象となるサービス（契約書第4条参照）

食事介助	ご利用者の自立支援のため、食卓で食事をして頂くことを原則としています。必要に応じて食事介助をさせて頂きます。
入浴介助	ご利用者の心身の状況に合わせて、3種類（大浴槽、個浴槽、機械浴槽）の浴槽を使用して入浴して頂きます。※入浴できない場合は、清拭を行います。
排泄介助	必要に応じて、ご利用者の排泄介助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により、ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復、又は減退を防止するための訓練を実施します。
健康チェック	血圧測定など、ご利用者の全身状態の把握を行います。

送迎	ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。※但し、基本時間外の送迎につきましては、ご利用者、又はそのご家族と協議するものとします。
----	--

(2) 舞鶴市介護予防・日常生活支援総合事業の給付対象とならないサービス
(契約書第5条参照)

食事（おやつ代を含む）	栄養士の立てる献立により、栄養ならびにご利用者の身体の状況、及び嗜好を考慮した食事を提供します。（一回あたり700円）※利用予定日の午前10時までに、利用中止の申し出がない場合は、食事代をお支払い頂きます。但し、ご利用者の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではありません。
通常の事業実施地域以外の送迎	通常の事業実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の事業実施地域を越えた地点から1kmにつき50円とし、往復の交通費を頂きます。
レクリエーション活動	ご利用者の希望により、レクリエーションに参加して頂くことが出来ます。※但し、材料費等の実費を頂くことがあります。
複写物の交付	ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担頂くことがあります。 (1枚につき10円)
理美容代	ご利用者の希望により、理美容業者による理美容を利用できますが、費用につきましては、実費を直接理美容業者にお支払い頂きます。
日常生活用品	当事業所の紙おむつ、尿取りパッド等を利用された場合、実費を頂きます。 (1枚につき50円)

※法の改正及び、社会情勢の変化により料金等の変更が必要な場合は、事前に利用者に文書による説明を行い、同意を得られたものに限り変更できる。

サービス利用料金（1回あたり）（契約書第7条参照）

下記の料金表をご確認いただき、ご利用者の要介護認定期、負担割合証に記載された割合に応じてサービス利用料金をお支払い下さい。

※ご利用者が、まだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払い頂きます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が、舞鶴市介護予防・日常生活支援総合事業から払い戻されます（償還払い）。又、居宅介護サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合も償還払いとなります。ご利用者が舞鶴市介護予防・日常生活支援総合事業給付の申請を行うために、必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

	要支援1	要支援2
基本料金	1798	3621
サービス提供体制強化加算 I ※1	88	176
合計 (1割負担) ※2		
(2割負担) ※3		
(3割負担) ※4		
事業所が送迎を行わない場合	-47	-47
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100	-1/100

業務継続計画未実施減算	—1/100	—1/100
介護職員等処遇改善加算	処遇改善を目的とした加算で1か月の総単位数に9.2%を乗じた物。	

※1 サービス提供体制加算Ⅰ

介護職員の総数のうち、10年以上の介護福祉士の割合が25%以上であること。

※2 ※3 ※4 負担割合

提供サービスが、法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告知上の額に、各ご利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

◎介護保険負担割合証の詳細につきましては、舞鶴市高齢支援課へお問い合わせください。

利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、毎月月末に集計し、請求書発行の後、お支払い頂きます。お支払い方法は、自動引き落としをお願い致していますが、その他のお支払い方法をご希望の場合は事業所職員にお問い合わせ下さい。

料金等の改正

法の改正及び、社会情勢の変化により料金等の変更が必要な場合は、事前にご利用者、又はご家族に文書による説明を行い、同意を得られたものに限り変更します。

6. 非常災害対策

事業所は、非常その他の緊急事態に備え、あらかじめ非常災害に関する具体的計画を策定し、職員に周知を図り、定期的に災害避難訓練等をおこないます。

(1) 感染症も含む非常災害の発生に備え、利用者に対するサービス提供の継続的な実施、及び非常災害時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し対応します。(業務継続計画)
 (2) 定期的に対応計画は見直しを図ります。

7. 高齢者虐待防止のための措置に関する事項

事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うものとし、職員はそれらの研修を実施する等虐待防止のための措置をはかる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 上記の内容が適切に実施できるようにするための担当者を設ける。

事業所は、サービス提供中に養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに舞鶴市担当課へ通報をさせていただきます。

8. 感染症対策について

事業所は、感染症が発生または蔓延しないように適切な措置を講じます。

- (1) 感染症対策の委員会を法人事業所間をまたいで設置します。
- (2) 感染症予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 感染症予防及びまん延の防止のための研修を開催します。

9. 業務継続計画の策定にかんする事項

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供の継続的な実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業所は職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を行います。
- (2) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。

10. 緊急時および事故時について（契約書第25条参照）

サービスの提供中に容態の変化等の緊急時及び、事故（介護事故、交通事故）等があった場合は、緊急時対応・事故時対応マニュアルに従い速やかに対応をし、必要な処置を致します。

11. サービス提供を中止又はお断りする場合（契約書第13条参照）

事業所は、要介護度認定の認定度、所得の多寡などにより利用のお断りを申し出ることは原則としてありません。しかし下記の内容に関しては、行政機関とも協議の上、利用の中止を申し出る場合があります。

- (1) 利用料金の不払いの状況が改善されない場合。
- (2) 事業所内での、職員に対する性的な言動、または他の利用者が気分を害するような態度、過剰な要求等サービス提供事業所における環境が害される場合。
- (3) 事業者は、利用者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の事前の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となったときは、文書による通知により、この契約を解除する場合があります。

12. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

（1）法人窓口

社会福祉法人 真愛の家

苦情受付担当者 在宅福祉部副部長 岸 貴世子
 電話番号 0773-76-8887（在宅介護支援センター内）
 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

（2）当事業所窓口

ディサービスセンター 真愛の家

苦情受付担当者 管理者 岸 貴世子
 電話番号 0773-78-2773
 受付時間 每週月曜日～土曜日 8:30～17:30

（3）行政機関その他苦情受付機関

舞鶴市福祉部高齢者支援課介護保険課係	電話番号 0773-66-1013
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護管理係	電話番号 075-354-9090

記載の重要事項説明書について説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所 住 所 京都府舞鶴市字上安小字中の脇 1697 番 36
 名 称 社会福祉法人真愛の家
 ディサービスセンター真愛の家

説明者 氏名

私は、契約書及び本書面に基づいて、事業所から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

ご利用者 住 所 舞鶴市

氏 名

代理人 住 所 舞鶴市

氏 名